



4川人委調第449号

令和4年8月31日

川崎市議会

議長 橋本 勝 様

川崎市人事委員会

委員長 魚津 利 興



地方公務員法第5条第2項の規定に基づく人事委員会の意見について

令和4年8月26日付け4川議議第442号により依頼のありましたことについて、次のとおり意見を申し述べます。

議案第88号 川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い原則2回まで取得できることとされた育児休業とは別に子の出生後に2回まで育児休業を取得できる期間を定めること、非常勤職員の育児休業に係る要件を緩和すること等を行おうとするものであり、異議はありません。